

# 1 変わる法廷 ～見て、聞いて、分かる裁判へ～

裁判員裁判では、裁判員は、裁判官と一緒に公開の法廷で開かれる審理に出席し、そこで提出される主張と証拠に基づいて、最終的な結論（判決）を出します。

裁判員に選ばれた方々は、限られた時間の中で、また、初めての環境の中で裁判に臨むこととなりますので、法廷の審理をできる限り分かりやすくし、法廷での審理を見たり、聞いたりするだけで事件の内容が理解できるようにしていく必要があります。そこで、現在、裁判所、検察庁及び弁護士会では、審理のやり方を見直し、これまでの書類が中心になりがちだった審理を、口頭中心の「見て、聞いて、分かる」審理に変えていくための取組を行っています。

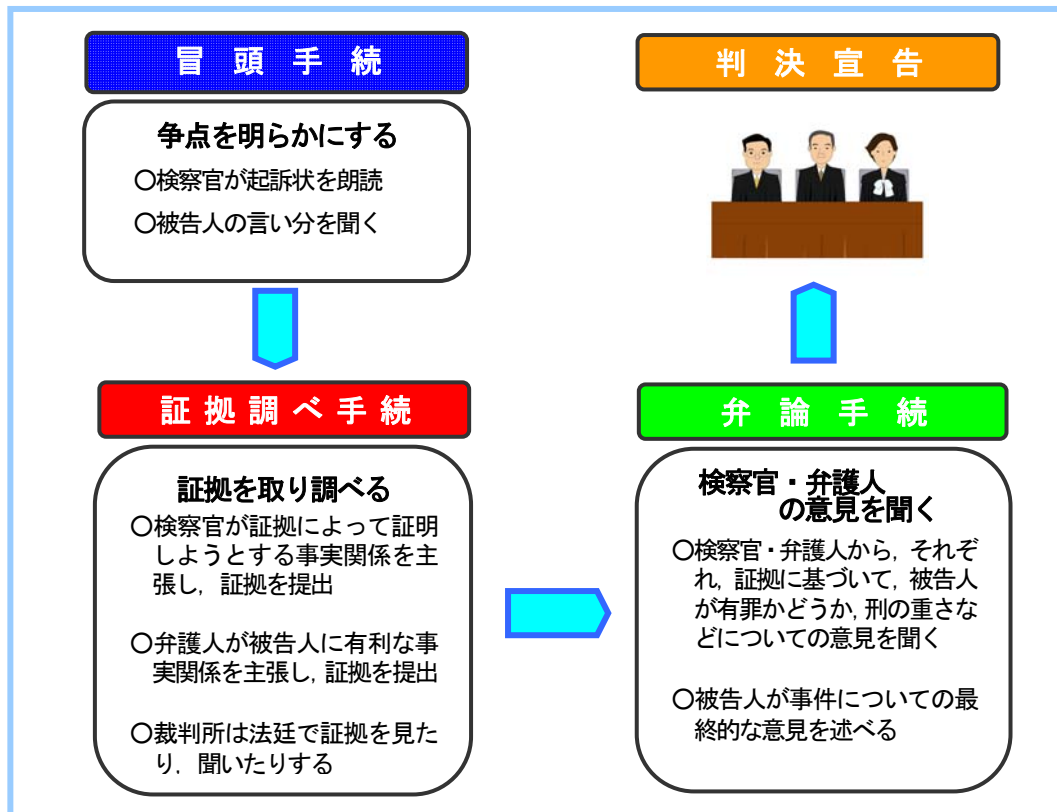
本号では、その取組の一部を紹介しながら、今後、刑事裁判がどのように変わっていくのかをお伝えします。



## 【刑事裁判の審理の流れ】

それでは、まず、刑事裁判の審理の流れを確認してみましょう。

一般的な刑事裁判の審理の流れを簡単な図で表すと以下のようにになります。



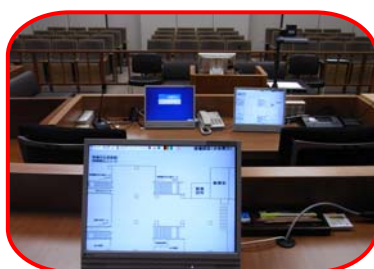
この図からも分かるとおり、刑事裁判は、検察官と弁護人が提出する主張や証拠をもとに審理が進められていきます。

## 【法廷の様子～何が変わるのか～】

裁判員裁判では、裁判員の方々に、法廷でされる主張や提出される証拠を法廷で見たり、聞いたりただけで理解していただけるようにするため、検察官や弁護人は、プレゼンテーションソフトなどを用いて要点を説明したり、法廷内のディスプレイに事件の現場の状況等を示して視覚的に説明するなどの方法を検討しています。

そこで、裁判所においても、こうした方法に対応できるようにするため、現在、法廷に液晶ディスプレイ、書画カメラ、液晶タブレットなどのIT機器を設置するなどの整備を順次進めています。

このような法廷では、主張の要点や証拠書類などを液晶ディスプレイに映し出したり、証人や被告人が手元の画面を利用して図面に書き込み、それを液晶ディスプレイに映し出したりすることができます。



### 小型液晶ディスプレイ

関係者席背後に設置される大型液晶ディスプレイのほか、関係者席及び裁判員席の手元にも小型液晶ディスプレイが設置されます。

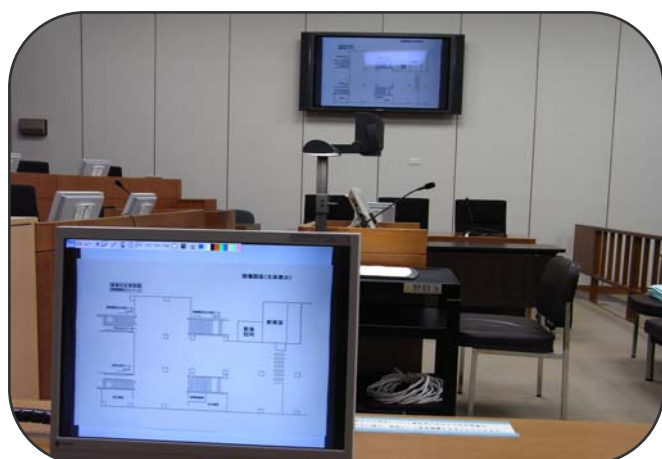


### 書画カメラ

文書や写真などの書面を、カメラを利用して液晶ディスプレイに映し出すことができます。



## 【IT機器設置法廷】



(液晶ディスプレイに映し出される様子)



### 液晶タブレット

証人や被告人が、液晶ディスプレイに写し出された図面に書き込みをすると、各液晶ディスプレイにもその様子が映し出されます。

## 【審理運営の工夫】

しかし、法廷にIT機器を設置し利用するだけで、審理そのものが裁判員の皆さんにとって分かりやすくなり、また、負担が少なくなるという訳ではありません。

そこで、裁判員裁判では、すべての対象事件について、審理が始まる前の段階で綿密な審理計画を立て、何が争点で、また、その争点を証明するためにどのような証拠が最良であるのかを検討する「公判前整理手続」（5ページ「ご存じですか。裁判のあれこれ」を参照）を実施します。そして、この手続によって、審理に2日以上かかる事件でも連日開廷し、裁判員の方々にできるだけ負担の少ないタイムスケジュールを組むことも予定されています。

このほかにも、法廷でかわされる主張をよく理解していただけるようにするため、従来、法律の専門家が当然のこととして用いてきた難解な法律用語を、分かりやすくする工夫や、証拠調べでは、証拠の内容をよく理解し、事実を的確に認定してもらうには、どのようなやり方が良いのかといった検討がされています。

これによって、刑事裁判は、ずっと分かりやすいものとなるでしょう。



5月21日  
福井地裁で行われた法廷見学会の様様

## 2 裁判員制度準備スタート！～裁判員候補者名簿の調製が始まりました～

裁判員制度開始に向け、今年7月から裁判員候補者名簿の調製が始まりました。そして、11月下旬からは、この裁判員候補者名簿に登載された方々への名簿登載のお知らせが始まります。

このお知らせは、郵送で行われ、裁判員候補者名簿に登載されたことをお知らせする文書のほか（イメージは右図）、裁判員裁判に参加するに当たっての皆さんのご事情をお聞きする調査票などが同封されます。

このお知らせ文書を受け取られた方は、来年度、裁判員候補者として裁判所にお越しいただく可能性がありますので、お心づもりをしていただくとともに、同封の調査票をご記入の上、ご返送をお願いします。

なお、辞退事由のある方や参加することが難しいと思われる方についても、同封の調査票にその事情をご記入いただき、お知らせいただく必要がありますので、調査票の返送にご協力ください。

平成 年 月 日

〒 -  
住 所

殿

裁判員候補者ID・バーコード

地方裁判所(支部)

裁判員候補者名簿への記載のお知らせ

このたび、あなたは、抽選の結果に基づいて、当裁判所の裁判員候補者名簿（有効期間平成21年5月21日から同年12月31日まで）に記載されましたので、お知らせいたします。

現段階では、名簿に記載されただけであり、裁判所にお越しいただく必要はありません。

今後、この名簿をもとに、実際の事件ごとに裁判員候補者を選んだ上で、当裁判所においてその候補者の中から裁判員を選ぶ手続を行います。あなたが具体的な事件の裁判員候補者として選ばれて、裁判員を選ぶ手続のため、当裁判所にお越しいただく必要が生じた場合には、別途、事前にお知らせいたします。

【問い合わせ先】

裁判員候補者名簿に登載されたことをお知らせする文書  
（現時点でのイメージ）